

令和8年度 救護施設千里寮 事業計画

社会福祉法人みなと寮

いては、その尊厳を守り意思を尊重して地域社会で生活を立て直し自立していけるよう、横断的な支援を行います。

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 生活福祉事業部の運営方針

私たち生活福祉事業部が取り組む事業のうち、救護施設はわが国の社会保障制度における「最後のセーフティネット」です。この事業は、私たちの事業のもうひとつの核である生活困窮者自立支援制度による相談・支援と合わせて、重層的なセーフティネットを構築しています。私たちは、両事業を通じて「誰一人取り残さない」を原則として掲げ、居住と社会参加に課題を抱える人々に総合的な支援を行います。また「地域共生社会」の実現に向けて地域の中核となり、住民ぐるみで支え合う地域の構築を目指します。

4. 生活福祉事業部の事業方針

- (1) 利用者の権利を擁護しその自立に向けた支援を行う
救護施設では、制度の狭間に陥る等、救護施設でしか救えないニーズにも着目し、個別支援計画等を活用して福祉事務所と情報共有・連携を図ります。これによって利用者の権利を擁護すると共に、可能な利用者については早期の地域移行・地域定着に向けて積極的に支援します。生活困窮者の自立支援につ

(2) 支援の質のさらなる向上を目指す

福祉施設の対象者が抱えている課題はますます多様化、複雑化しています。その中には施設が単独で対応することが困難なケースも多数存在します。こうしたケースについて関係機関等と連携して対応することに加えて、地域ぐるみで支援する体制を構築します。

(3) 「地域共生社会」の実現に向けて、地域の中核を担う施設になる

私たちは、地域の中核を担う施設として地域の人々をエンパワーし、人々と私たちを含む関係機関・行政等が協働して地域課題を発見し解決を図る為に支援会議・支援調整会議に働きかけます。

(4) 専門的技量を備えた職員を育成し、専門機関として実践力を高める

個人、家族、組織、地域など、さまざまなレベルで生じる複合的な課題を解決できる、高い倫理観と高度な専門的技量を備えた実践力のある職員を育成し、社会福祉専門機関としての実践力を高めます。

(5) 事業部の強靱化を図る

利用者や地域課題の多様化、支援内容の複雑化などにより、生活福祉事業部の各施設・事業に求められる機能はますます広範かつ高度になっています。この機能は、私たちの施設・事業が地域の人々の生活に欠くことができないものであることを顧みれば、今後も維持・向上を図る必要があるものです。それに向けて、DXによる変革、経営のウェルビーイング等も視野に入れて、組織と人事システム、財務等、事業部のすべてを強靱で持続可能なものにします。

5. 支援（業務）方針

- (1) 制度の狭間に陥った人、さまざまな生活課題を持つ人に積極的に関わる。
- (2) 利用者主体の支援を行う
利用者自身の選択と決定を可能な限り尊重します。
- (3) 福祉事務所との情報共有・連携を強化する（個別支援計画を作成する）
福祉事務所のケースワーカーや関係機関の相談員等と連携します。一例として、利用者に対する支援の質の更なる向上を目指して行われる会議に、積極的に参画します。それに向けて、質の高い個別支援計画を作成します。
- (4) すべての利用者に社会参加機会を提供する
すべての利用者に「社会的な居場所」をつくります。
- (5) 地域移行・地域定着を支援する。

地域での生活に向けて利用者の意識を醸成し、移行に

必要なさまざまな支援を提供します。また、地域で安定して暮らし続けるための相談支援体制を構築・活用し、地域の社会資源と連携し、受け入れ体制を整備して地域定着を支えます。

(6) 住民ぐるみで支えあう地域の構築をめざす

「誰一人取り残さない」を原則として、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」として「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つをキーワードに、地域生活の課題に取り組みます。

(7) 施設・事業所の実践力を高める。

ソーシャルワークの原理を尊重し、高い倫理観を持って専門的知識・技術に加え ICT を効果的に活用した支援を行います。また、職員と利用者双方のウェルビーイングを大切にしたい働き方を目指します。

6. 令和8年度の事業目標

(1) 個別支援

生活保護法や生活困窮者自立支援制度の趣旨を踏まえた上で、利用者一人ひとりの権利を擁護し、実施機関の支援方針を踏まえた上で、利用者の希望・要望を尊重した個別支援計画の作成と支援を行い、循環型施設の役割を担うべく状態に応じた移行・定着を目指します。

(2) 地域移行

日中活動の活性化を図り、一般就労による経済的自立だけではなく、利用者の日常生活・社会生活自立度を高めながら、社会的な居場所を作るため継続的な支援を行います。また、福祉事務所と定期的に支援方針をすり合わせ、地域移行支援を行います。

(3) 公益的な取り組み

「地域における公益的な取組み」として、地域のニーズに応じた取組を積極的に推進し、「誰一人取り残さない相談支援」「参加支援」「地域づくり」を念頭に地域生活課題に対応した支援を行います。

(4) 人材育成

個人、家族、組織、地域などさまざまなレベルで生じる複合的な課題を解決できる職員一人ひとりの成長に向けて個別に教育・研修計画を策定し、育成を進めていきます。

7. 地域移行の推進

循環型セーフティネット施設として、自立支援機能の一層の強化を図り、他法他施策による支援への連携を深め、地域生活移行を積極的に進めます。また、地域移行定着支援員と連携を図ると共に、地域移行への見極めを慎重に行うため、施設内で定期的に入退所検討会議を実施します。

(1) 居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

・訓練棟：5部屋／5名を対象とする。

・訓練期間：1年（最大2年）

・訓練内容：

① 日常生活訓練（食事・洗濯・金銭管理等）

② 社会生活訓練（買い物・通院・公共交通機関利用等）

③ その他、自立生活に必要な訓練（防災等）

・調理実習：

訓練期間中に1回若しくは2回、地域のコミュニティセンターの調理実習室を借り、職員指導のもと訓練者全員で決めてもらったメニューの調理を行います。

・防災体験：

訓練期間中に大阪市内にある防災センターを訪問し、地震や火災発生時の対応や通報体験、避難方法を学びます。

(2) 保護施設通所事業

救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援します。

内容：「通所訓練」施設通所による、生活指導及び就労指導。

1) アルコール回復プログラム（ARP）

千里寮酒害担当と連携し、酒害のある利用者を対象に、通所学習会にて適正飲酒に関する

正しい知識を学び、また同じ問題を抱える人達と一緒に自身を振り返ることで、将来的に“アルコールに依らない暮らし”という目標が達成できるよう心構えをつくります。

さまざまな活動を通じて参加する仲間と一緒に考える機会をつくり、対人スキルの向上と自己肯定感の獲得を図ります。

2) 健康栄養講座

心身の健康を保持・増進するための情報提供を行い、自身の心身や日常生活に向き合い、セルフケアに繋がります。

千里寮栄養士と連携し、その時々の特ピックにも目を向け、独居生活に必要な栄養面・健康面に関する知識を身につけます。

3) 茶会

伝統文化に触れることで、精神療法を目的とし、感情コーピング、気分転換、自己表現を図ります。季節感を感じ、QOLの向上に貢献します。

主に、社会的交流や人間関係構築が困難な利用者に参加を促し、お茶事の“愉しむ”部分を体験していただく機会を設け、茶会主催の社会体験なども実施し、多角的な視点で孤立化や引きこもり防止にアプローチします。

4) 健康管理・個別面談

利用者の健康管理・応急処置に対応します。地域で生き生きと暮らせるよう健康に関する個別面談を実施し、疾患発症予防・治療継続の意識付け、情報提供を行います。

実施機関や医療機関・地域包括関連事業所との情報共有・連携を強化し、その人らしく地域で生活が続けられるよう、個別性を尊重し、個々の健康レベルに応じた健康教育を行います。

(3) 地域生活への移行促進

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた上で地域にある支援付き住宅やグループホームへの移行促進を図ります。

また、老人施設への移行も踏まえ法人内の施設とも連携を図ります。

8. 個別支援

適切なサービス提供を行うために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の希望・要望を尊重した支援を心掛け、利用者の個々の状況に応じた支援を行います。

(1) 個別支援計画

利用者の希望・要望を尊重し、可能な限り自立に向けた支援を行うために、利用者の希望・要望と置かれている状況、実施機関の支援方針を踏まえた上で正しくアセスメントします。このアセスメントに基づいて、担当者を中心に個別支援計画を策定し、個別支援計画策定会議(カンファレンス)にて多職種で協議し、利用者の同意を得た上で決定します。

決定した計画については実施機関・職員間で共有し同じ支援が提供出来るように努めます。

9. 日常生活自立支援

常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の防止に努めていきます。また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことが出来るよう取り組んでいきます。

(1) 日常的な支援

食事・入浴といった、人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施していきます。

(2) 専門的な支援

1) SST による、社会生活能力の向上を目的とした取組や、自己表現力の向上を目的とした支援を実施します。

2) アルコール依存症や病名はなくとも支援が必要な人に対し、回復プログラムを提供します。アルコール依存症

に対する正しい知識を学び、同じ課題を抱える人たちと一緒に自分自身を振り返ることで、断酒が継続できるように支援を行います。

3)心身の自立度を高める働きかけとして、毎月2回理学療法士によるリハビリを行ってもらいます。

(3) 苦情解決

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしています。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービス改善・向上に努めていきます。

(4) 業務の効率化

1) 支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図ります。また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしていきます。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図ります。

2) 業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行っていきます。

10. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会とのつながりを結び直す「社会的な居場所づくり」を目指した支援を積極的に取り組んでいきます。

(1) レクリエーション・クラブ活動

日常生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考

えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施していきます。

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動や日中活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

(2) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。

(3) グループワーク

月一回グループワーク（小規模座談会）を実施します。利用者と担当者間で信頼関係の構築を図り、ニーズの吸い上げを行い、支援への反映を行います。

11. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っています。

【数値目標】

施設内作業のメニューを充実させ、就労訓練（いわゆる中間的就労）を推進していきます。個々の利用者の状況により就労自立や日課の確立など目標は異なりますが、施設内作業での作業訓練や寮内清掃作業への参加率40%以上、外部就労達成者数5件以上、ハローワーク引率等の就労支援件数10件以上を目指します。

(1) 施設内作業訓練

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に実施していきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練（中間的就労）として位置づけ、様々な自立へ向けた支援の一つとします。

(2) 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度を活用し、効果的な広域の就労支援を行っていき

ます。また、必要に応じて面接技法・履歴書作成の練習や、外部事業者による就労体験を実施していきます。

12. 危機管理

利用者に重大な被害を及ぼす事態や、おそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることに徹します。また、サービスを提供するに当たり、危機を未然に防ぐことに努めます。防災計画で対処する地震災害・風水害や緊急処理事態等についても、入所者の安全確保に努めるとともに、周辺地域の住民が安心して生活が送れるよう社会福祉施設として緊急時の体制を整えていきます。

(1) 事業継続計画

危機管理として、台風や地震などの自然災害はもとより、新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合等においても業務継続計画（BCP）に基づき継続的にサービスを提供するとともに、この計画に基づく訓練の実施、計画の評価等を定期的に行います。

(2) リスクマネジメント

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、リスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

(3) 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。

毎月1回災害避難訓練等を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・津波等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。

(4) 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による緊急時の対応体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。想定外の自然災害や外部侵入者についての対策も視野に入れ、利用者の安全を確保します。

吹田警察署の指導のもと、実際の有事を想定した防犯訓練を実施し、職員の防犯意識の向上を図るとともに、利用者の安全確保に努めます。

(5) 感染症対策

感染症等の蔓延を防ぐため、施設内で感染者が確認されれば、利用者全員の検温を行い、体調の把握に努め、定時の換気と消毒を継続し利用者の安全確保に努めます。

また、発生時のゾーニング初動や隔離方法、防護服着脱、感染者の介助方法等の訓練を行います。

13. 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考えます。利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組んでいきます。

(1) 食事・栄養サービス

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気に気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また嗜好調査を定期的に実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しさを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めます。

(2) 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、自身で可能な利用者に関しては自己通院・服薬自己管理を目標とし、段階的に支援を行います。

また、3ヶ月に一度保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

健康増進法につきましては、計画的に施設内禁煙を進めていきます。

生活習慣病について利用者向けの掲示等を行い、意識付けを進めていきます

（３）感染症に対する知識の習得

集団生活の特性を正しく理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行い、感染症の発生やまん延の予防に努めます。

- ・委員会の開催（随時）
- ・指針の整備
- ・感染症対策研修の実施

１４．コンプライアンス

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

（１）個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

（２）虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるもので、幅広いものととらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

（３）プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを

拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

（４）人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

１５．情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

（１）ホームページ

常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を図っていきます。（<http://senriryo.jp/>）

（２）広報誌

地域や利用者家族向けに、施設での生活状況を掲載し、定期的に発行していきます。

１６．地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献できるよう活動を行っていきます。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」について、さらにその達成度を高めていきます。

【数値目標】

施設として受け入れる就労訓練者数、大阪府下等から依頼があり派遣するＣＳＷの派遣回数、総合福祉相談の

受付件数など、合計で 60 件以上を目指します。

さらに、地域で開催される、調整会議等への参加回数を 10 件以上目指します。

(1) 総合福祉相談窓口

サテライトに設置している総合福祉相談窓口に専任の職員を配置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困窮者等について困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応します。

相談窓口連絡先：06-6878-8111

(2) 居住支援事業

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

(3) 体験入所

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

(4) 就労訓練事業

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

(5) 生活困窮者自立支援事業への取り組み

1) 学習支援事業

子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

・学習環境の提供（勉強スペースとしての空き部屋の開放）

(6) 家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

(7) 指定避難所（津波避難所・福祉避難所）

平成 31 年 1 月 4 日、吹田市より福祉避難所の指定を受けました。継続的に吹田市福祉避難所運営調整会議へ参加する等、関係機関と協力し地域住民の安全確保に努めていきます。また、避難所になった場合を想定し、シュミレーションや開設訓練を行います。

(8) 地域連絡協議会（年 1 回）

大阪市、吹田市、自治会及び法人代表が集まり、「地域における公益的な取組」について、行事計画・報告を行い、地域のニーズに応じた取組を積極的に推進しています。

17. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

(1) 実習生の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることに繋がり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

(2) ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

(3) 退所者の生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

(4) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に協力していきます。

また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

18. 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

(1) 第三者評価及び自己点検

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。

受審証明書有効期限：令和9年3月31日

(2) 外部監査

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

(3) 内部監査

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

19. 職員関係

当法人の職員にとって、施設・事業所利用者の権利を守り、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えられることは重要なテーマです。このために、施設・事業所では会議等により法人および職員間で情報を共有するとともに、広く地域を含む対象者から信頼され、そのニーズに応えることができる人材を育成するために、研修を行うこととしています。当施設でもこの方針に沿って会議を開催し、研修を実施します。

これらのうち、研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものを、おもに法人（研修企画部）が中心となって提供し、直接施設での業務内容に関するもの

のを当施設内およびそれぞれの事業部門が行います。

また、これに加えて、法人と施設・事業所は、共同して、職員が安定して快適に働くことができる職場環境の維持・改善に取り組みます。

(1) 人材育成

個人、家族、組織、地域などさまざまなレベルで生じる複合的な課題を解決できる高い倫理観と高度な専門的技量を備えた実践力の高い職員の育成をねらいとして、法人、施設・事業所で研修を行う他、外部の研修にも計画的に参加させます。また、自己研鑽は専門職の責務です。業務に関係のある資格の取得に向けた職員の自主的な取り組みを奨励します。法人および施設はその必要を理解し、可能な範囲で配慮します。

意向調査や職員面接等の機会を活用して、職員の希望を把握し人材の定着をさらに進めるとともに、職員自身が目標を持ってキャリアを積み上げていけるよう支援します。

(2) 研修

職員の実践力を向上させ、施設・事業所利用者の権利を守って、社会福祉の専門機関として地域の社会福祉ニーズに応えること、その結果として法人および施設・事業所の存在価値を高める目的で各種研修を実施します。

1) プリセプター制度

プリセプター制度とは、先輩職員（プリセプター）が一定の期間、一人の新人職員（プリセプティ）に対して、マンツーマンで実践を指導する方法です。当法人では、看護領域で行われているプリセプター制度を社会福祉施設に求められていることと実状を踏まえて再編し、新人職員のリアリティショックを緩和し、実践能力の獲得を支援する教育方法として施設・事業所で実施しています。また、今後プリセプターになりうる人材に対してのプリセプター研修を年1回実施し、双方が成長できる環境を整えていきます。

2) 階層別研修

職員の階層・職種ごとに求められる能力を定め、それを獲得させるために法人が定めた研修を行います。

・研修開始に当たって、キャリアパスに定められた職員の階層・職種ごとに求められる能力に対する、職員

各々の現在の状態と、将来の希望を勘案した研修計画を作成します。

・研修は、内部研修、外部研修、自己研鑽に大別します。このうち階層別研修には内部研修、外部研修が含まれます。

・内部研修は、法人（おもに研修企画部）が開催するものと、施設・事業所が行うものに大別されます。外部から講師などを招聘して行う研修は内部研修に含みます。

法人の研修は、職員の人格陶冶と総合的な資質の向上に関するものです。おもに法人が研修企画部研修企画・運営委員会を中心に提供します。

施設・事業所の研修は、権利擁護（人権尊重や虐待防止、ハラスメント防止等）に関するもののうち、施設の業務に関連するものを提供します。また、施設での利用者支援等、業務遂行に直接必要な知識、技術に関するもの（たとえば、領域の動向や情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の獲得に向けた演習や実習等）を含みます。

・外部研修は、たとえば、種別団体（全国救護施設協議会、近畿救護施設協議会、成人施設部会、大阪市生活保護施設連盟）や社会福祉協議会（府、市、区等）が主催する研修、委託事業においては委託元が指定した研修等を含みます。これらに職員を計画的に参加させて、社会福祉実践に必要な「価値」「知識」「技術」を習得させ、それぞれの実務における実践力向上の基盤構築に役立てます。なお、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加する方針を当年度も継続します。

（3）諸会議

【施設内の会議】

1）職員会議（毎月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全

員の相互の意見交換を通して協力し合う場作りをしています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

①サービス評価基準検討

②施設運営（サービス全体について）

③各部署からの報告（保健・栄養・各種委員会等）

④施設長の考え、方向性の確認

⑤その他、緊急課題

2）職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を通して、実践に活かしていきます。

3）主任会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行います。

・権利擁護

常に人権を尊重し、地域から虐待・権利侵害を根絶し、利用者のさらなる権利擁護に取り組みます。

・拘束虐待禁止

利用者への行動の制限や虐待など基盤整備を行い、拘束虐待禁止に努めていきます。

・虐待防止チェックシート

年1回職員へ、虐待防止チェックシートを配布し虐待防止に努めます。

4）防災会議（毎月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

5）給食会議（毎月1回）

委託業者と食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行う場で、利用者からの意見・要望をもとにより良い食事サービスを検討していきます。

・食中毒予防

施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行います。

6）医務会議（随時）

医療サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、利用者の健康管理について検討していきます。

・感染症予防

施設内における感染症の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行います。

7) ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングを、その後に各階別のミーティングを実施。日常に生起するサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図ります。

【法人・事業部が主催する会議・委員会】

8) 法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討するため出席します。

9) 部長会議（随時）

法人本部、生活福祉事業部、介護保険事業部間における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行われる会議に出席します。

10) 生活福祉事業部会議（毎月1回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため出席します。

11) 研修企画部会議（毎月1回）

法人内の研修の効率化及び職員育成に向けて、検討を行い職員の資質向上を円滑に遂行していくために行われる会議に参画します。

12) 法人内主任会議（隔月）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討するため参画します。この会議では、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。なお、種別会議では、法人内の救護施設等における業務の標準化を行うために検討を行います。この会議にも同様に出席します。

13) 法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行うため出席します。

この会議では、上の目的に加えて安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防にも取り組みます。

【施設内の委員会】

1) 生活援助委員会（毎月1回）

生活向上、マニュアル、サービス検討、感染症予防、企画、衛生の各委員会を設置し、月1回検討を行います。

①生活向上委員会（月1回）

・苦情解決

利用者からの苦情を聞き、その問題を解決して、より良いサービスの提供を検討する。

・生活環境（緑化・営繕・畑も兼務）

施設内及び施設周辺的环境整備、衛生維持を行い、利用者の快適な生活環境作りをしていきます。地域公益事業（活動）の一環として、地域美化運動の計画及び実行を行います。また、ベランダ緑化の計画及び実行を行います。

・満足度調査アンケート

年1回利用者へ満足度調査アンケートを配布し、生活全般のニーズを確認します。

②マニュアル委員会（月1回）

・事業計画の検討・見直し・改善

事業計画の評価・集計・立案・計画作成を行います。

・事故防止対策

ヒヤリ・ハットにて情報の収集を行い、未然に防止できた事故や起きた事故等のリスクを類型化したうえで、介助方法や設備面等の改善を行います。

・第三者評価

今回の第三者評価受審のための必要事項の整備等を行います。

④ 企画委員会（月1回）

・広報

利用者にわかり易く施設行事やお知らせ、社会資源の活用法等を掲示物や座談会、施設だよりを介して、情報発信を行います。またホームページを更新し、対

外的に情報公開を行います。

- ・行事

年間行事計画を基に、その行事の計画・立案・調整・募集・報告・見直し等を行います。

④衛生委員会（月１回）

労働者の健康障害防止の基本対策等を調査・審議することが義務付けられており、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することの審議を行います。

（「委員会一覧表」参照）

（４）福利厚生

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

- ・有給休暇の取得率向上
- ・共済会事業等の活用

20. 中長期計画

別表の通り、運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みます。（計画表参照）

中長期計画

項 目	中期（平成 29～令和 3 年）	長期（令和 4 年～令和 8 年）
運 営	○安定した利用率維持 ○施設運営状況の透明性の更なる向上 ○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上 ○「誰一人取り残さない相談支援」と「参加支援」 ○建物・設備の改修時期・費用の算出 ○地域公益活動への再投下	○コンプライアンスの徹底 ○「誰一人取り残さない相談支援」と「参加支援」 ○建替え資金の計画的積立 ○地域活動への参画
利用者サービス	○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進 ○地域生活移行支援充実（多様な選択の提供） ○生活困窮者自立支援の推進 ○安心・安全なサービス提供の継続 ○多様なニーズに対応したサービスの提供	○生活困窮者自立支援活動の体制の向上 ○個々の求める自己実現の追求 ○良質なサービス開発・実施
地域への公益活動	○千里祭、清掃活動の継続 ○地域ニーズの把握と施設機能の提供 ○地域コミュニティとの相互協力 ○吹田市社会福祉施設連絡会を中心としたネットワークの強化	○地域における公益的な取り組みの推進 ○地域コミュニティとの相互協力
人材育成	○福祉人材（介護職員）確保の促進 ○プリセプター制度の内容強化 ○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実	○専門的知識と技量の向上 ○知的探究心の強い職員の育成
建物・設備	○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施	○建物、設備の修繕計画の実施 ○備品の計画的更新

年間行事予定

	行 事
4 月	観桜会（万博公園）
5 月	日帰りレクリエーション
6 月	お笑いなにわ祭り
7 月	林間学校 七夕
8 月	夏の集い 終戦記念日
9 月	敬老祝賀会
10 月	千里祭
11 月	野外生活訓練 救護施設合同文化事業
12 月	年忘れ映画大会 クリスマス会 餅つき
1 月	新年祝賀会 初詣 新春ゲーム大会、新春カラオケ大会、書初め
2 月	節分（豆まき）
3 月	観梅会
定 例	映画上映会、座談会、誕生会、外食レクリエーション

健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4 月	創立記念日・花見弁当（観桜会） 昭和の日	食事内容確認	長期通院者への生活指導 感染症対策の徹底
5 月	端午の節句 憲法記念日	残菜調査・嗜好調査	春季健康診断・全体利用の者肥満度 チェック 感染症対策の徹底
6 月	虫歯予防デー	食中毒予防月間	食中毒予防に関する衛生指導 感染症対策の徹底 歯磨き指導
7 月	七夕・土用の丑	食中毒予防月間	食中毒予防に関する衛生指導 感染症対策の徹底
8 月	お盆	食中毒予防月間 残菜調査・嗜好調査	夏季疾病対策 感染症対策の徹底
9 月	防災の日・敬老の日 秋分の日・お月見	食中毒予防月間 生活習慣病指導	生活習慣病指導 感染症対策の徹底
10 月	千里祭 スポーツの日	食事内容確認	秋季健康診断 感染症対策の徹底 肺炎球菌ワクチン予防接種
11 月	文化の日 勤労感謝の日	残菜調査・嗜好調査	健診結果報告と個別指導 感染症対 策の徹底 インフルエンザワクチン予防接種
12 月	クリスマス・イキング・冬至 餅つき・年越し	食中毒予防月間	年末体調確認・大掃除 感染症対策の徹底
1 月	おせち・七草粥・小正月	視聴覚指導（DVD）	冬季疾病（感染症）の予防
2 月	節分・天皇誕生日 建国記念日・バレンタインデー	残菜調査・嗜好調査	冬季疾病（感染症）の予防
3 月	ひなまつり・観梅会 春分の日	生活習慣病指導	生活習慣病指導 感染症対策の徹底
定 例	バ・イキング・選択メニュー（各 6 回/年） 鍋料理（冬期 12 月～3 月） ティータイム（週 3 回）誕生会（月 1 回）	給食懇談会	嘱託医健康相談・血圧体重測定 保健衛生懇談会

クラブ活動計画

	健康クラブ	パフォーマンスクラブ	文化クラブ
項 目	レクリエーションや体操、近隣公園への散策を行う。特に日中活動の少ない利用者には参加を促し、身体的・精神的な健康向上を目指していく。	大阪救護施設合同文化事業に向け、発表内容を選定し、発表日に向け練習を行う。	季節にあった言葉を書にしたための書道や季節を表現するような図画工作やカレンダーの作成等、創作活動に取り組む。 具体的な内容については、毎月月末に講師と翌月の内容を決める。
備 考	毎週火曜日 屋外時 13:30～ 毎週火曜日 屋内時 16:00～	毎週水曜日 16:00～	毎週金曜日 16:00～
	歌謡クラブ		
項 目	カラオケを通じて参加者同士の交流を深める。また、年1～2回カラオケ大会を催し、日頃の練習の成果を披露してもらう。		
備 考	毎週土曜日 13:30～		

施設内研修計画

	内 容	対 象
4 月	行事引率時の緊急対応&千里寮便り作成方法（企画委員会）	全職員
5 月	業務効率化について（人材育成担当） 実習について（実習担当）	全職員
6 月	食中毒防止について（栄養担当）	全職員
7 月	権利擁護・虐待防止について、ヒヤリハット記入方法について	全職員
8 月	ホームレス巡回相談指導事業について	全職員
9 月	防災（BCP・非常災害・消防）計画について（防災担当）	全職員
10 月	腰痛研修（衛生委員会）	全職員
11 月	より良い生活環境づくりを目指して ～苦情業務・営繕業務の取り組みについて～（生活向上委員会）	全職員
12 月	公益的な取り組みについて（地域公益担当）	全職員
1 月	感染症対策について（医務担当）	全職員
2 月	居住支援協議会について	全職員
3 月	就労訓練の実績と今後の課題（就労訓練担当）	全職員

危機管理対策年間計画

	災害発生訓練	感染症対策訓練	その他
4 月	防災訓練	防護服着脱訓練	消防設備取扱説明・消防計画（消防署届出） BCP 計画・感染症業務継続計画説明
5 月	防災訓練（消火器訓練） BCP 訓練		消防署立ち会い訓練
6 月	自然災害防災訓練（台風）	連絡網シミュレーション訓練	
7 月	夜間想定避難訓練	ステージ別訓練	消防設備点検（有資格者）救命講習 申込
8 月	防災訓練	隔離対応訓練	救命講習（AED使用）露店出店届 出準備
9 月	自然災害防災訓練（地震 等）		防災の日・大阪880万人訓練・地 域合同訓練
10 月	防災訓練 避難所開設訓練	防護服着脱訓練	千里祭
11 月	防災訓練・防犯訓練 BCP 訓練		秋季全国火災予防運動・地域合同訓 練
12 月	防災訓練		年末年始災害防止特別警戒
1 月	夜間想定避難訓練	嘔吐物処理対策訓練	年末年始災害防止特別警戒
2 月	防災訓練	隔離対応訓練	視聴覚指導・消防設備点検（消防署届出） BCP 計画・感染症業務継続計画見直し
3 月	自然災害防災訓練（地震）		春季全国火災予防運動
定 例			防災会議・消防設備自主点検（毎月1 回）・感染症対策訓練（適時）・防災 訓練（年11回）・防犯訓練（年1回）

公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項 目	・ 千里祭 ・ 地域清掃（公園清掃など） ・ 地域通学路花壇整備 ・ 地区夏祭りへの模擬店出店 ・ 農業体験会 ・ 福祉相談窓口 ・ 就労訓練の受け入れ ・ 体験入所 ・ 居住支援事業における福祉サービス ・ こども110番 ・ 地域行事への車イスの貸出 ・ おおさかしあわせネットワークへの参画 ・ 無料又は低額での宿泊提供 ・ 介護等体験や福祉実習の受け入れ ・ ボランティア受け入れ ・ AEDマップ公開	・ 地域連絡協議会 ・ 地区福祉施設連絡会への参画	・ 地域サークルや地区社会福祉協議会へホールの貸出 ・ 災害時における指定福祉避難所設置運営
備 考			

令和8年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書(案)

社会福祉法人みなと寮

1. はじめに

救護施設千里寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- （1）コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- （2）コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- （3）相談援助技術研修会
- （4）その他、本事業実施にあたり必要な研修会

令和8年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画(案) (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- (1) 就労支援プログラムを策定する。
- (2) 対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- (3) 自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- (4) 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行う。

(1) 訓練内容

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、パソコンでの書類作成、農園作業など

(2) 定員

5名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

(1) 雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の

形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。（最低賃金の確保）

（２）非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）

6. 本年度の重点事項

- ・非雇用型の定着支援
- ・就労支援プログラムに基づき、非雇用型、雇用型への計画的なステップアップ

令和8年度 救護施設千里寮就労準備支援事業 事業計画(案)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、就労準備支援プログラムを作成し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することにより、生活困窮者及び生活保護受給者の就労及び自立の促進を図る。

2. 就労準備支援事業の対象者

就労準備支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、吹田市内に居住し、事業の利用を申請した日において65歳未満の者である生活困窮者と生活保護受給者であること。また、吹田市生活困窮者自立相談支援センター担当者のアセスメントにおいて、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより将来的に就労が見込まれる者を対象者とする。

3. 職員配置

千里寮支援専門員2名を配置する。

4. 就労支援プログラムの作成

吹田市生活困窮者相談自立支援センターが作成した自立支援プランとは別に就労支援プログラムを作成する。
千里寮支援専門員による対象者のアセスメントにより、抱える課題の分析・把握を行った上で支援の方向性を検討する。
対象者の意向と状態に基づくことを基本とする。

（1）日常生活に関する支援

生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言と支援を行う。

（2）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、あいさつの励行など、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動を行う。

（3）就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書作成の支援を行う。

このプログラムは支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。期間は、原則として3ヶ月間とし、必要に応じて3ヶ月ごとの延長が可能であり、最長1年間とする。期間内であれば、対象者の状態によって定着支援も実施する。

5. 利用定員

15名

6. 実施方式

就労準備支援事業所への通所を基本とする。就労体験の実施にあたっては、千里寮の就労訓練事業との連携を密とする。

また、近隣市の協力企業や吹田しあわせネットワーク加盟の福祉事業所等において実施する。また、対象者の生活状況に

問題がある場合は、必要に応じて家庭訪問を行って状況把握し、支援を継続する。

7. 救護施設千里寮就労訓練事業との連携

毎月合同会議を実施し、救護施設の得意分野である日常生活・社会生活自立支援のノウハウを対象者支援に生かしている。また、千里寮を就労体験先のひとつとしている。今後は、新規就労体験先の開拓を協働で行っていく。同法人内であることの利点を生かし、一体的に効果が上がる支援プログラムの提供を実現することを目指す。

8. 本年度の重点事項

令和元年4月より、吹田市社会福祉協議会との合同事業として、吹田市生活困窮者自立相談支援事業に参画するにあたり、同法人内での一体的な受託となる利点を最大限発揮できるよう、利用者の受け入れから事業選定段階も含め参加していくことを働きかけ、効果的なアセスメントや、連続性と一貫性を持った支援プログラムの作成を通じ、支援体制の確立を目指す。また、市職員に対する研修や説明依頼等があれば積極的に関わることで、本事業の目的や方向性などを現場からの視点としての説明を果たし、理解を深めてもらうことに努める。これらを合わせて、利用者利益の最大化を実現できるよう活動する。また、吹田市の行政サービスとして行われている、吹田市子ども・若者総合相談センター「ぷらっとる一む吹田」における引きこもり・ニート支援の活用・連携や、吹田市立市民公益活動センター「ラコルタ」におけるボランティア活動支援を活用した就労体験、生活困窮者レスキュー事業「吹田しあわせネットワーク」との連携において、福祉事業者ならではの支援スキルを持った中間的就労受け入れ事業者との協力関係をさらに広げるなど、既存サービス・ネットワークを活用した市域内での広範な協力関係のモデル構築を目指す。

自宅以外の安心できる自分の『居場所』をつくり、『ひきこもり』という状態の中で失ってしまった、希望や自分自身に対する肯定的な感覚、地域社会と繋がっている感覚などを見出していく過程として、一人一人に応じた小さな一歩を踏み出せるようにする。そして、その一歩を積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道となり、その先にある自らの役割を感じられる機会として、就労への自立をサポートしていく。

令和8年度 住宅確保要配慮者等への居住支援事業 事業計画(案)

社会福祉法人みなと寮

1. 事業実施の方針（目的）

吹田市を中心に行政や吹田市社協・吹田市地域包括支援センター・吹田市障がい者相談支援センター・協力不動産会社等多様な分野と継続して連携等行い、住宅確保要配慮者の方の居住等安定を図る。
また、吹田市内の居住支援法人として新たに登録された社会福祉法人成光苑・社会福祉法人こばと会・社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田医療福祉センター高寿園との連携等図る。
吹田市居住支援協議会事務局との連携等図り、サポート体制等構築する。
また、豊中市居住支援協議会との連携等図り、相互に情報等共有し、協働した活動を目指す。

前年度に引き続き、住宅確保要配慮者の多様なニーズ等に対応し、相談者の様々な困り事や不安等取り除き、精神的に安心感を持ってもらい、前向きに考えた行動が取れるような環境・関係性を構築する。
また、当社会福祉法人としての対応や相談者の最終保険的な要素等含め、単に住居の支援等だけでなく、相談者個々が抱える課題に関する対応の「プロセス」が重要と考えて行動する。
尚、総合的な支援活動要素・冥利・付加価値等が居住支援事業には備わっていると実感している。
継続して、当法人の居住支援事業の支援強化等図るため、パンフレット（サテサポ）や居住支援法人リーフレット等活用し、効果的な活動を実施する。
最後に・・・居住支援法人は中途半端な気持ちでは取り組めません。様々な理由等でお困りの方が、当法人にたどり着くと思います。鋭意努力し向き合う事が必要と考えます。
「ライフワーク」です。

2. 事業実施の概要

：実施体制、相談窓口の設置 など

＊相談支援員：常勤1名

＊相談窓口・受付時間

土日祝を除く 10：00～17：00

＊相談事務所

住所：大阪府吹田市山手町 4-31-11 シャンポール壱番館 209 号

電話：06－6192－8900

FAX：06－6192－8901

3. 活動予定事業

【入居前支援事業】（自ら実施：○ 連携して実施：△）

	高齢者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	子育て世帯	外国人	DV被害者	ひとり親世帯	生活保護受給者	低額所得者	被災者	犯罪被害者	児童養護施設退所者	刑余者（更生保護対象者）	LGBT（性的マイノリティ）				
住まいに関する相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
不動産業者・物件の紹介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
緊急連絡先の確保	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
賃貸借契約時の保証人の引受	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
家賃債務保証																			
事業所（法人）で借り上げて入居支援（サブリース）																			
シェルター等への一時的な入居支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援																			
その他（引越支援・送迎等・小物等運搬支援）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

【入居後支援事業】（自ら実施：○ 連携して実施：△）

	高齢者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	子育て世帯	外国人	DV被害者	ひとり親世帯	生活保護受給者	低額所得者	被災者	犯罪被害者	児童養護施設退所者	刑余者（更生保護対象者）	LGBT（性的マイノリティ）				
安否確認・緊急時対応（緊急通報、駆け付け等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
定期、または随時の訪問（見守り、声かけ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
生活支援（家事・買い物支援等）	○	△	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△				
金銭、財産管理	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
近隣との関係づくり、サロン等への参加	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
近隣や家主との間のトラブル対応	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
就労支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
死後事務委任（行政への手続、関係者への連絡）等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				

家財処分・遺品整理	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
葬儀、納骨等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
その他 (生活相談等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

【連携先】（居住支援協議会・居住支援法人、協力不動産店、市社協、社会福祉法人等）
 吹田市居住支援協議会事務局・社会福祉法人成光苑・社会福祉法人こぼと会・社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田医療福祉センター高寿園・くらしサポートセンターすいた・吹田市福祉部生活福祉室・吹田市福祉部障がい福祉室・吹田市福祉部高齢福祉室・吹田市市民部人権政策室・吹田市都市計画部住宅政策室・吹田市社会福祉協議会・吹田市地域包括支援センター（15 機関）・吹田市障がい者相談支援センター（6 機関）・吹田市保健所・済生会吹田病院・豊中市居住支援協議会・豊中市地域包括支援センター（7 機関）・豊中市社会福祉協議会
 協力不動産店（吹田市：ベルクリエイト株式会社・吹田市：コアレイズ株式会社
 不動産オーナー：株式会社ショルマー代表取締役 橋本氏（吹田市・大阪市東淀川区）
 馬場口司法書士・行政書士事務所（高槻市）：吹田市の相談案件等対応

4. 具体的な支援について

【入居前】（不動産への同行、契約時の立会い、緊急連絡先の確保 等） ・入居相談：不動産店舗に行く前に希望や困りごと等を面談にて確認。 ニーズ等に沿った安心した部屋探しができるようにサポートする。 ・不動産店舗に同行：不動産店舗に同行して一緒に説明等聞く。 また、協力不動産店に希望する条件等事前に連絡（事前交渉等依頼）して、希望等に沿った賃貸物件を紹介できるようにサポートする。 ・対応記録（支援プラン）の作成・ご希望等に沿う物件に至るまでのコーディネート等実施。（事前物件視察等） ・物件案内等実施。（内覧同行） ・契約手続き等：契約等の手続き時の立ち会い、サポート実施。 ・引越支援：新居まで送迎等サポート実施。 ・アセスメントシート等作成：入居相談解決・入居相談受付・居住支援事業相談対応記録。
【入居後】（安否確認・見守りサービスの提供、生活相談、就労支援、家財・遺品整理 等） ・定期的な訪問等による安否確認・見守りの実施。 健康不安など入居後の困りごとや生活不安等についての相談対応。 福祉の専門家と連携しており、専門性の高い対応。 ・地域行事等：ふれあい喫茶、畑学校、盆踊り大会など地域行事サービスの紹介、案内。 当法人のネットワーク等活用したコミュニティ活動に取り組む事業者等の情報提供、紹介。
【その他】（セミナー・勉強会の実施。参加等） ・吹田市居住支援協議会 居住支援団体部会参加。 ・吹田市・豊中市（豊中市居住支援協議会） また、勉強会依頼等あれば、今期も継続して依頼先からの勉強会等実施する。 ・大阪府社会福祉協議会・大阪人間科学大学等主催セミナー・大阪の居住支援法人に関する勉強会等参加。 ・Osaka あんしん住まい推進協議会主催の居住支援研修会及び交流会参加。 ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会主催研修会等参加。

令和8年度 無料職業紹介事業 事業計画(案)

社会福祉法人みなと寮

1. 事業に取り組む目的

対象となる救護施設利用者の個別支援計画に沿った就労支援を行う。また、複雑な課題を抱え、仕事や住居をなくして救護施設に入所するに至った若年利用者に対する専門的な就労支援を行っていく。その他、千里寮では法人が吹田市から受託している就労準備支援事業をバックアップしており、そこでの地域のひきこもりの方を対象に居場所作り・信頼関係の構築を行い、最終段階として就労を目指していく。

2. 事業の内容

公共職業安定所などにおける就労支援経験者の就労支援員を専属で配置します。その就労支援員は救護施設と就労準備支援事業の現場研修を実施し、職業紹介責任者講習を受講しています。なお、無料職業紹介事業の認可を取得していることで、さらに専門性を高めた就労支援員が救護施設利用者と就労準備支援事業利用者など、地域の生活困窮者に対してワンストップの就労支援を行います。

また、既存の就職先との連携を強化するだけでなく、新規事業所の開拓を積極的に行います。

3. 職員配置

千里寮就労支援員1名を配置する。

4. 事業の目標

無料職業紹介事業の機能を活用し、救護施設入所者と地域の生活困窮者に身近で取り組みやすいと感じてもらえる就労支援を実施します。年間支援件数は15件を目指します。

5. 救護施設・就労準備支援事業との連携

救護施設の個別支援計画と就労準備支援事業の支援計画に沿い、実効性と質の高さを担保した就労支援を行っていきます。